

江東区新製品・新技術広告宣伝費補助のご案内

江東区では、自社が新たに開発した製品・技術を、新たな市場開拓を目的として新聞・雑誌等でPRする場合、その経費の一部を補助します。



補助金額・件数

100万円（補助対象経費の2/3以内） 補助件数3件予定

補助対象者

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業で区内に本店または主たる事業所を有すること。
2. 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
3. 前年度の法人住民税及び法人事業税（個人の場合は住民税及び個人事業税）を滞納していないこと。
4. 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社に該当しないこと。
*ただし、子会社の親会社（同法第2条第4号の規定による）が本条第1号に該当する場合は除きます。
5. 昨年同補助金の交付を受けていないこと。
6. 他の公的機関が実施する同様の補助事業に申請していないこと。

補助対象経費

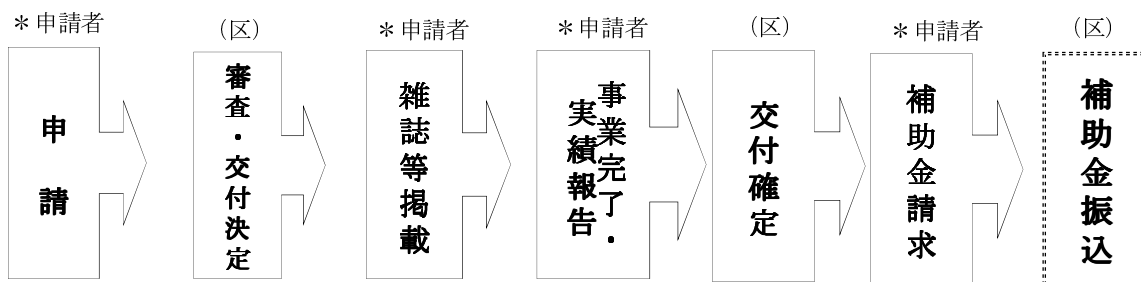
自社が新たに開発した製品・技術を、新聞・雑誌等に掲載する際に要した経費（掲載料）
（紙媒体での広告が対象です。インターネット等での広告は対象としていません）

申請方法

「補助金交付申請書」に下記の書類を添えて、経済課産業振興係（区役所4階29番）に提出してください。

申請書	①江東区新製品・新技術広告宣伝費補助金交付申請書（第1号様式） ②事業所概要（第2号様式） ③事業計画書（第3号様式）
添付書類	①前年度の納税証明書 法人の場合は法人都民税納税証明書及び法人事業税納税証明書 個人の場合は住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書 ②登記事項証明書 ③掲載予定商品の写真、パンフレット等（新製品・新技術であることが分かる資料） ④広告を掲載する新聞または雑誌等の見本 ⑤広告掲載費用等が確認できる資料

補助事業の流れ



【問合せ先】
江東区 経済課 産業振興係 電話：03(3647)2332（直通）
FAX：03(3647)8442

*申請書類等は、産業振興係窓口（区役所4階・29番）または
江東区ホームページからダウンロードしてください。